

倫理綱領

この倫理綱領は、サイバープロジェクトに対する消費者からの信頼を得、これを維持・増大させることによってサイバープロジェクトの健全な発展を期するために、会員が遵守すべき基本的事項を定めたものである。

1. 会員は、地球市民生活の健全な発展に貢献する目的をもって一般社団法人日本サイバープロジェクト協会を結成し、この倫理綱領を自主的に定めたことを認識して、消費者の権利を尊重した事業活動を行うものとする。
2. 会員は、関連諸法規の定めをあらゆる倫理の最低基準として遵守するとともに、公序良俗を尊重して、商業取引を公正にし、より良い秩序の形成に努めるものとする。
3. 会員は、消費者の健全な消費生活の為に役立つ、より良い品質のサービス又は便益を、適正な価格と確実な方法で消費者に提供するように努めるものとする。具体的な状況の下で、専門家として尽すべき注意、技能、配慮および勤勉さをもってその業務を遂行しなければならない。また、その職務にふさわしい専門能力を維持し、向上させなければならない。
4. 会員は、広告活動において真実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、消費者に誤解を与えるおそれのある表示を行わないものとする。
5. 会員は、サイバープロジェクトの特性を考慮し、消費者が正しい選択をすることができるよう、サービス又は便益の品質・性能・価格等の取引の内容および条件に関する正確かつ克明な情報を消費者に提供し、消費者に安心と満足を与える取引条件の設定を努めるものとする。
6. 会員は、消費者の個人情報、企業の機密情報を最重要課題として認識し、情報の管理・利用には最大限配慮するとともに、消費者からの個人情報保護に関する請求に誠実に対応するものとする。
7. 会員は、青少年を対象とする通信販売を行う場合は、その健全な育成に留意するものとする。
8. 会員は、消費者苦情の予防に最善の努力を払うとともに、苦情処理体制を整備し、的確かつ迅速な処理を行うものとする。

付則

協会および会員はサイバープロジェクト全体に対する消費者からの信頼を得る為に、この倫理綱領が会員以外のサイバープロジェクトを行う者によっても遵守されるよう最善の努力を払うものとする。